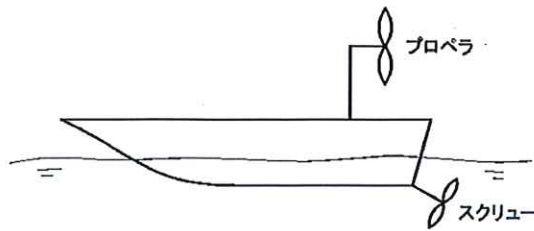


# SGP(菅原国際特許事務所)の拒絶理由対応無償コメントとは・・・

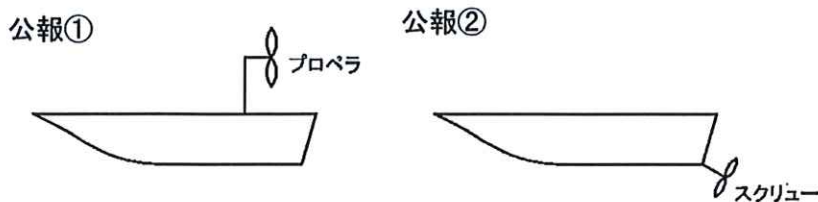
## 事例

### ◆本件出願



【特許請求の範囲】 プロペラとスクリューを備え、プロペラの推力とスクリューの推力との協働により推進するハイブリッド船舶。

### ◆拒絶理由



### ◆審査官の判断

公報①+公報②の組合せで本件は容易。

そこで、SGP(菅原国際特許事務所)では、次のようなコメントシートを無償でご用意します。



## SGPの『拒絶理由対応シート&コメント』の一例

### <引例(引用公報など)の検討>

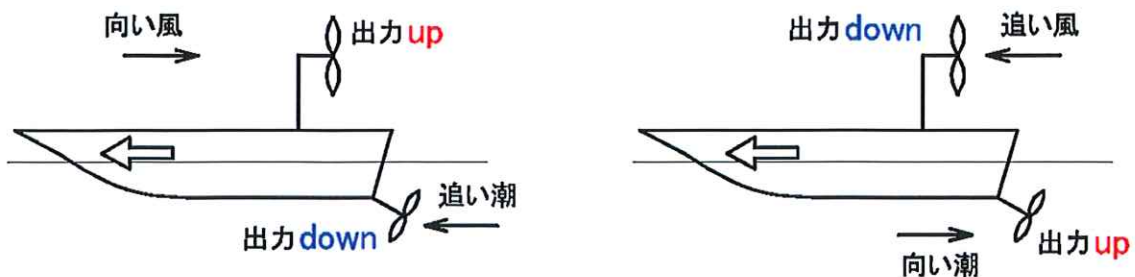
- ・公報①には、プロペラをモーターで駆動し、停泊時にはプロペラを風で回して発電する技術が開示
- ・公報②には、スクリューを備えたボートが開示(特許のポイントは別の点)

### <分析・検討>

審査官の判断はおおむね妥当と考える。

### 対策1

本件の明細書中【00\*\*】には、  
「プロペラとスクリューを相互に関連して制御し、  
・追い風の場合はプロペラの出力を弱め、  
・追い潮風の場合は、スクリューの出力を弱めてそれぞれ省エネをはかること」  
が記載されていますので、この点に限定補正することが考えられます(案1)。



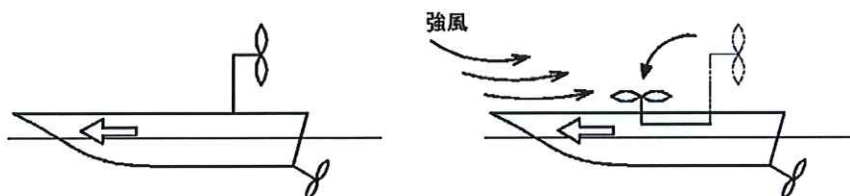
【案1】（請求の範囲の補正として）

プロペラとスクリューを備え、プロペラの推力とスクリューの推力との協働により推進するとともに、

追い風のときは向い風のときよりプロペラの出力を下げ、追い潮のときは向い潮のときよりスクリューの出力を下げ、省エネ運転するようにプロペラとスクリューを相互に関連付けて制御するハイブリッド船舶。

対策2

本件の明細書中【00\*\*】及び図面には、「強い風のときはプロペラの支柱を折り畳んで、風の抵抗を避け、スクリューだけで推進すること」が記載されています。この点を補正することが考えられます（下記の案2）。



【案2】（請求の範囲の補正として）

プロペラとスクリューを備え、プロペラの推力とスクリューの推力との協働により推進するとともに、

向い風の風速が設定したレベルより大のときはプロペラの支柱を折り畳んで風の抵抗を回避し、スクリューだけで推進するハイブリッド船舶。

※注：分割出願の必要性 → 【案1】、【案2】の一方を選択された場合、他方は分割出願しないと権利化できません。

回答欄

◎上記をご検討の上、下記のうち該当する口にチェックを入れて本紙をご返信下さい。

案1でいく

さらに、案2を→  分割出願する  分割出願しない  後で考える

案2でいく

さらに、案1を→  分割出願する  分割出願しない  後で考える

その他の補正（ご検討ください）

今回の拒絶理由通知に応答せず、本件の権利化を放棄する

ご署名

日付

年

月

日